

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○住民票の住所の異動届(転出局・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は 住民票の異動の届出を！(転出局、転入届、転居届等)

引越し前の
市区町村

《転出前に》
転出局を提出して
転出証明書を受け取る



引越し先の
市区町村

《転入した日から14日以内に》
転入証明書を添えて
転入届を提出

○転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください。

引越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

異なる市区町村に転出した場合で、住民票を移していない、又は住民票を移して3ヵ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！ (法律上の義務です)

○住民の皆様を送付している
マイナンバーの「通知カード」
(おもて面)



○身分証明書となる
「マイナンバーカード」
(個人番号カード) (おもて面)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113
藤里町選挙管理委員会 ☎ 79-2111